

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

“いつでも、どこでも、誰もが「安全・安心・快適・便利」に暮らせる社会”を実現する「社会システム産業」の構築を目指し、想いを共にするパートナーと協業する“共想”戦略を推進しながら、暮らしや社会に安心を提供する社会インフラである「あんしんプラットフォーム」の構築を進めています。

b. IT 実装支援

高品質かつ利便性の高いICTの活用を通じて、医療分野が抱える多様な課題の解決に取り組み、社会の持続的な発展に貢献しています。画像診断や遠隔診療の環境整備、革新性と独自性を備えた商品・サービスの提供を通じて、「医療」「介護」「健康・予防」「ICT」をつなぐトータルなメディカルサービスの実現を支援します。これらの取り組みは、医療・介護の質の向上、業務の効率化、安全性の確保に直結する重要な施策です。

c. 健康経営に関する取組

従業員および取引先の健康を重要な経営資源と位置づけ、健康経営の推進に取り組んでいます。企業規模や業種を問わず、サプライチェーン全体の共存共栄を目指し、健康経営に関するノウハウの提供や健康増進施策の共同実施を通じて、働く人々の心身の健康維持・向上を支援します。これにより、持続可能な働き方の実現と生産性の向上を図り、医療・介護分野における健全な事業運営を支える環境づくりに貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原

材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・医療・介護現場のニーズを踏まえた製品・サービスを創出し、取引先との価値創造型パートナーシップの構築を推進します。
- ・災害時や緊急時におけるサプライチェーンの事業継続を支援するため、取引先との BCP（事業継続計画）連携体制の構築を進め、安定的かつ持続可能な供給体制の確保に努めます。

2025年9月1日

セコム医療システム株式会社

企 業 名

代表取締役社長 小松 淳

役職・氏名（代表権を有する者）